

令和3年3月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和3年3月12日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和3年3月12日 午前9時宣告

開 議 令和3年3月12日 午前9時宣告（第8日）

応招議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田 昌平
	7番	森 正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起
	10番	岡村 統正	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗
	13番	西村 清勇	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	橋元 陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森 勝仁
	4番	下川 芳樹	5番	坂本 玲子	7番	森 正彦
	8番	片岡 勝一	9番	松浦 隆起	10番	岡村 統正
	11番	中村 卓司	12番	永田 耕朗	13番	西村 清勇
	14番	藤原 健祐				

欠席議員 6番 邑田 昌平

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	町 民 課 長	和田 強
副 町 長	中澤 一眞	病院事務局長	渡辺 公平
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	真辺 美紀	教 育 次 長	吉野 広昭
総 務 課 長	麻田 正志	産業振興課長	森田 修弘
チーム佐川推進課長	田村 正和	建 設 課 長	池内 伸雄
税 務 課 長	田村 秀明		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 片岡 雄司

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和3年3月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

令和3年 3月12日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第1 | 議案第3号 | 令和2年度佐川町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第2 | 議案第4号 | 令和2年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第3 | 議案第5号 | 令和2年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第4 | 議案第6号 | 令和2年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第5 | 議案第7号 | 令和2年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第6 | 議案第8号 | 令和2年度佐川町水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第9号 | 令和2年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第8 | 議案第10号 | 令和3年度佐川町一般会計予算 |
| 日程第9 | 議案第11号 | 令和3年度佐川町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第12号 | 令和3年度佐川町学校給食特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第13号 | 令和3年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第14号 | 令和3年度佐川町介護保険特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第15号 | 令和3年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第16号 | 令和3年度佐川町水道事業会計予算 |
| 日程第15 | 議案第17号 | 令和3年度佐川町病院事業特別会計予算 |

日程第 16	議案第 18 号	特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 17	議案第 19 号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 18	議案第 20 号	佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 19	議案第 21 号	集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 20	議案第 22 号	ロ 4 8 1 号客車展示施設の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 21	議案第 23 号	佐川町集落活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 22	議案第 24 号	旧黒岩中央保育所の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 23	議案第 25 号	佐川町空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 24	議案第 26 号	佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 25	議案第 27 号	佐川町地域振興基金条例の制定について
日程第 26	議案第 28 号	佐川町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 27	議案第 29 号	債権の放棄について
日程第 28	議案第 30 号	佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 29	議案第 31 号	佐川町在宅介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 30	議案第 32 号	佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 31	議案第 33 号	佐川町立保育所使用に関する協定書の締結について
日程第 32	議案第 34 号	佐川町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定について
日程第 33	議案第 35 号	佐川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について

日程第 34	議案第 3 6 号	佐川町総合文化センター設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 35	議案第 3 7 号	旧伊藤蘭林塾の指定管理者の指定について
日程第 36	議案第 3 8 号	富士見町公民館の指定管理者の指定について
日程第 37	議案第 3 9 号	三野公民館の指定管理者の指定について
日程第 38	議案第 4 0 号	池田団地集会所の指定管理者の指定について
日程第 39	議案第 4 1 号	ロ 4 8 1 号客車展示施設の指定管理者の指定について
日程第 40	議案第 4 2 号	佐川町民プール及び佐川町民テニスコートの指定管理者の指定について
日程第 41	議案第 4 3 号	ふれあいの里尾川の指定管理者の指定について
日程第 42	議案第 4 4 号	佐川町多目的集会施設の指定管理者の指定について
日程第 43	議案第 4 5 号	令和 2 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 44		議員派遣について
日程第 45		委員会の閉会中の継続審査及び調査について

議長（岡村統正君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 13 名です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、邑田昌平君から欠席の願いが届いておりますので、受理しております。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、議案第 3 号、令和 2 年度佐川町一般会計補正予算（第 7 号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12 番（永田耕朗君）

昨日も説明があったかと思いますが、住宅管理費の旧四国電力の社宅の耐震改修工事、5,500 万ということですが、ちょっと全部内容をもう一回お聞かせいただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えをさせていただきます。旧四国電力の佐川社宅 5 棟、今現在利用していないもの、この 5 棟についてですね、完成後に町営の住宅として使用するため、耐震の補強のほかに外壁、内装改修、そしてトイレの水洗化のために合併浄化槽を設置いたしまして、水洗化などを実施する予定としております。

それで、整備したあとは事業の手法といたしまして、地域有料賃貸住宅ということで運用いたしまして、そちらのほうはあそこが 1 戸建ての 2 階建てということもありますので、子育て世帯などを対象として町営の住宅として運用しようというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

12 番（永田耕朗君）

この四電の社宅の跡地、跡につきましては、買収当初から住宅にという議会の話があって、一時予算が凍結した経緯があるかと思いますが、5 年、既に 5 年を経過してやっと当初の目的にスタートできるかということですが、あまりにも時間がかかりすぎたというように感じております。

そしてまた、今、住宅にという話でありまして、大変町民のためには有効になろうと思いますが、実は私も住宅選考委員の 1 人でありまして、富士見団地が大変人気が悪いと申しますか、今、応募が少ないわけでありまして。いろいろ情報を聞いてみますと、富士見団地にシャワーがない。シャワーがないということで大変応募が少な

い。一般の方々の話は人気が悪いわけではありますが、ぜひともこの四電跡地の住宅にしてはシャワーをつけるべきじゃないかと思いますが、そこを一点お伺いをいたします。

総務課長（麻田正志君）

お答えをさせていただきます。そちらの住宅のほうにはシャワー等を完備した浴室ということになっております。を、予定しております。以上でございます。

（「はい、わかりました」の声あり）

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

3 番（西森勝仁君）

31 ページの 2 款総務費の 1 項、3 目の財産管理費の 14 節工事請負費の中に町有財産管理工事とありますが、これはチーム佐川推進課からもらったコロナ臨時交付金、この事業と突合してみますとこれと同じものだと思いますが、この事業は屋外観光施設と緊急整備事業ということで、3 分の 2 の補助であります。これによりますと金峯神社参道整備とこうあるわけですが、町内には神社仏閣はたくさんありまして、それぞれ参道があるわけですが、その中には大変荒れた参道もたくさんあるわけですが、なぜ、金峯神社の参道が整備の対象となったのかお尋ねをいたします。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。御質問の分につきまして、西谷地区にある金峯神社へ上がるところでありますけれど、こちらのほうにつきましては住民の方のほうから、上がる石段のところの横の石積みが膨れてちょっとつえそうなような危険があるということで、役場のほうで実際見に行きましたら、実際現地のほうでその一部が膨れており、壊れるというか、崩壊の可能性もあるということで安全対策としての修繕ということになっております。

この工事につきましては、主に石積み部分の修繕ということになっております。この石積み部分につきましては、町有地ということになっております。これに関連しまして、一部の石段の補修も行いますけれど、この石段につきましても道、赤線ということになっております。そのような修繕工事としまして、今回の補正予算に計上させていただいておるところになっております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

まあ、わかったようなわからんような。大体、あそこの森林、杉、ヒノキ、まあヒノキだったわけですが、あれは西谷地区のふけになると。切りたくても枝がいっぱい張ってなかなか素人じゃ切ることできないということで民間から買い取りまして、伐採をしてもうたいきさつがあるわけですが、それから町有地になったわけですかね、山が。それはその、崩れゆうから、それとその今の答弁を聞いてみますと、それが崩れゆうきそれを直すと。それと一体となった階段も壊れていくので直すというような答弁であったと思いますが、これで間違いが、私の解釈で間違いがないのかお尋ねをします。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。先ほど説明をしましたように、主に石積み部分、ここが危ないということでその修繕と、あとそれと一部これに関連して石段の補修を行うということで間違いはございません。以上でございます。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第3号、令和2年度佐川町一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第4号、令和2年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第４号、令和２年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

日程第３、議案第５号、令和２年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第５号、令和２年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

日程第４、議案第６号、令和２年度佐川町介護保険別会計補正予算（第４号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 6 号、令和 2 年度佐川町介護保険別会計補正予算（第 4 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 7 号、令和 2 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 7 号、令和 2 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 8 号、令和 2 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 8 号、令和 2 年度佐川町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 9 号、令和 2 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 9 号、令和 2 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 10 号、令和 3 年度佐川町一般会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番（坂本玲子君）

5 番、坂本です。3 点ほどお聞きします。予算書のページ 55 ページ、工事請負費で防犯カメラ設置工事の予算が計上されています。これはどの地区に設置されるものでしょうか。また、今まで設置したカメラの合計は何機になるのかお伺いします。

2 点目、ページ 59 ページ、委託料で滞納整理事務委託料として 108 万円計上されています。これは何件の滞納を委託するつもりな

のか。また近年、滞納整理が進んでいるように思いますが、ここ最近の実績はどうなっているのかお伺いします。

3点目、ページ113ページ、工事請負費で河川浚渫工事1,630万円が計上されています。河川の浚渫は町民からも多くの希望があり、以前の一般質問でもお願いしてきた経過があります。これは町の管理する河川の予算であると思いますが、どこの河川の浚渫でしょうか。また、県管理の河川の浚渫も多くの要望がありますが、それに対してはどうなっているのか。

以上、3点お伺いいたします。

総務課長（麻田正志君）

まず、私のほうからページ55の工事請負費の関係の説明をさせていただきます。

この防犯カメラ設置工事につきましては、町内各所に令和元年度から4年度までの4年間で設置する計画としています、防犯カメラの設置費用ということになっております。御質問の令和3年度は県道周辺4カ所への設置を予定しております。

場所について御説明をいたします。1つ目が、県道53号土佐佐川線の砂止地区、2つ目が県道299号庄田いの線の四ツ白地区、3つ目が県道298号下山越知線の庄田地区、4つ目が県道300号柳瀬越知線の平野地区への設置を予定しております。令和3年度は県道への設置のほうを予定しております。

もうひとつの御質問であります今まで設置したカメラの合計につきまして御説明をいたします。令和元年度は3機設置いたしました。令和2年度も3機設置しました。現在のところ元年、2年の2カ年で計6機、総務課のほうで設置をしております。また、これとは別に令和元年度に県の県警補助金を活用いたしまして、教育委員会のほうが尾川小学校へ1機設置しております。以上でございます。

税務課長（田村秀明君）

私のほうから、59ページの滞納整理事務委託料の委託件数についての御質問について説明します。

令和3年度の委託人数は8人分を予定しております。それから、滞納整理委託による実績でございますが、平成16年度から債権管理機構に委託をしています。委託人数が多い年、これは平成19年と20年度になりますが、70人を委託していました。ここ数年は10数件の委託となっております。これは町全体の滞納額の減少や一人当た

りの滞納額の減少、また、現年度の徴収率は高い水準で維持していることによります。

現在までの委託の実績になりますが、平成 16 年度から令和元年度までの 16 年間の委託人数が延べで 723 人、滞納移管額は本税になりますが、3 億 8,506 万 2,376 円でありまして、収入済み額は 1 億 8,825 万 5,986 円となっております。徴収率につきましては 43.02% になります。また、債権管理機構への委託金額は 8,528 万 3,920 円となっております。以上です。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。御質問のありました 7 款、2 項、1 目河川総務費の 14 節工事請負費の説明欄にあります河川浚渫等工事の実施箇所でございますが、まず、荷稻川、蔵法院川、隠里川、ミマセ川、宇治谷川、横山川の 6 つの河川におきまして維持管理のための河川の浚渫、堆積土砂等の撤去を実施する事としております。

また、県管理河川の浚渫の要望があった場合には、中央西土木事務所越知事務所に施工を要望してまいります。また、最終処分場の建設に伴い地域振興策としても県管理河川の適正な管理をお願いしておりますので、引き続き県の管理河川については要望を続けていきたいと思っております。以上でございます。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

3 番（西森勝仁君）

私から 4 点ほどお尋ねをいたします。まず、75 ページ、3 款民生費、1 項、7 目、17 節に公用車購入費として 213 万 2 千円が計上されているところでありますが、公用車の数の多いことについては町民からも批判の声が上がっています。なぜまた公用車が必要なのか。松崎の旧役場跡にはいつみても大体 20 台前後の公用車がとめたまま雨ざらしに、まあ雨ざらしは当然ですが、野ざらしになっているところです。これをなぜ利用しないのか。まあ他課で利用できないのか。また、できないのかお尋ねをします。

次に、93 ページ、4 款、2 項、2 目、18 節に合併処理浄化槽設置補助金 1,980 万円が含まれております。今、町内を回ってみますとあちこちで随分多くの家が建ち始めていますが、以前私が相談を受けた人は家を建てたいが浄化槽を設置せんといかんと。役場に行っても予算がないと言われて困っちゃうと、こういうことでありまし

た。家が建てば、町も当然固定資産税も入るし、財政も潤うと思うことになると思いますが、こうしたことについては積極的に支援しなければならないと思います。今年の場合、積み残しなどが出ないのか、十分対応できるのか、お尋ねをします。

次に、91 ページ、4 款衛生費、2 項、1 目、12 節にごみ収集委託料として 4,360 万 9 千円が含まれています。これほどじゃあいつもよく質問をさせていただいておりますが、これは毎年見積もり合わせによる入札の結果、約 4 分の 1 程度に当たる 1 千万円前後が不用額として出ています。この主な要因は人件費を 1 人約 1 万 5 千円弱で見込んで設計に入れていたものが、結果として役場の臨時職員並みの 8 千円程度しか払っていない。そのための差が大きく出ているという説明があったと思いますが、役場の臨時職員さん、職員とは危険な目にあう度合いが随分違ってくると思います。せめて最低 1 人 1 日 1 万円くらい支給する、まあ、これは業者を指導してもらわんといかんのですが、1 万円くらい払うちゃってもらうような指導ができないものか。また、9 月議会で町長は最低制限価格の 75% についても、見直しができるものかできないものか、しっかり検討してみるとこういう答弁をいただいておりますが、どういうふうに検討されたのか。そして、入札減が出た場合、これを補正予算に組んでコロナ対策とか労働条件の改善とか、こういったものに役立ててもらえないものか。

次、4 点目が 105 ページの 5 款、2 項、2 目、12 節におもちゃ美術館に関する委託料が 1,485 万円計上されています。このおもちゃ美術館構想は、昨年、町長が突然新聞に発表し、驚いた町民も多くいたとは思いますが、その後もどのような計画で進んでいるのか詳しい説明もないまま来たわけでありまして、町民はもとより議員もどんなものかほとんど理解できていないと思います。そこで、どんなことをどのようにこれから進めていくことを委託するのか。このままでは町民に対して聞かれましてもちょっと答えようがないと思いますので、ちょっとこの計画については進めることはいかがなものかというふうに思うところであります。

以上、4 点お伺いいたします。

町民課長（和田強君）

西森議員の御質問にお答えします。その、御質問の前に、このコロナ禍の中、一般廃棄物の収集に携わっていただいております作業員の

皆様には感謝を申し上げます。

まず、質問の一つ目、事業者のほうに作業員の日当を1万円前後にするように指導できないかという点につきましては、事業者それぞれの営業の、事業の計画がございまして、私どものほうからこれをいくら支払って下さいというような指導することはちょっとできないと考えております。

で、続きまして、最低制限価格、令和2年度分については75%ということでしたのでありますが、この検討についてでございますが、検討については行っておりますが、令和3年度の見積もり合わせが控えておまして、その中で最低制限価格については非公開とさせていただいておりますので、この場で検討についての詳細なお話というのは答弁はちょっと控えさせていただきたいと思っております。

最後に、入減が出たときのコロナ禍の収集作業に伴う、コロナの対策であるとか労働者の労働環境の改善についてなんですけども、コロナ対策につきましては、一定、マスクであるとかアルコール消毒薬については総務課のローリングストックの中で、事業者さんのほうに供給できるような体制はもう取らせていただいておりますが、その他そういう対策が必要なことが生じた場合は、当然ながらその対策をしていかないといけないというふうに考えております。以上でございます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。私のほうからはですね、75ページの公用車購入費213万2千円の御説明をさせていただきます。

この公用車につきましては、町立のデイケアセンターさくら荘、これの利用者の送迎車、これが1台老朽化して古くなっております。これの買い換え、1台の買い換える費用ということで、これは用途からほかの今保有している役場の普通の公用車では対応できないということでの購入でございます。以上です。

建設課長（池内伸雄君）

西森議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和3年度の合併処理浄化槽設置補助金1,980万円につきましては、5人槽30万円を40基、7人槽39万円を20基を算出根拠として予算計上しております。

本年度の実績を申し上げますと、令和2年度は5人槽39基、1,170

万円、7人槽6基234万円、10人槽1基39万円、合計1,443万円となっております。

令和2年度の予算額につきましては、2,175万円を計上しており、補助申請のあった件数全てにつきまして既に交付決定をしており、現在のところ積み残しが発生する見込みはありません。以上です。

産業振興課長（森田修弘君）

西森議員の御質問にお答えさせていただきます。おもちゃ美術館関係の委託内容でございますけれども、おもちゃ美術館関係で4件の委託業務について予算計上させていただいております。

まず、基本設計の委託料、こちらのほうは330万で計上させていただいております。今現在委託をしております、基本構想、これに基づく基本設計をプランニングしていただく、そういったこと及び設計書の作成を委託する業務でございます。

詳細で言いますと、基本設計のプランニングに関しましては、全体構成、施設の構成、それから空間構成、いわゆるゾーニングの関係ですね、それと展示の概要、それから美術館自体の演出の概要、それから運用計画、こういった基本設計のプランニング及び展示に関する図書関係といたしまして、展示の構成、それからゾーニングであったり動線の計画、全体図、展示体験空間図、什器具、それから電気照明計画、こういったものを基本設計していただくための委託料として330万円です。

2件目が実施設計の委託料、こちらのほうは基本設計を基にしまして、詳細に検討し、サイン計画と図面化、パース作成や業務の設計業務を委託してる内容になります。825万で予算計上させていただいております。

それと3つ目が、人材育成関係の委託料でございます。おもちゃ美術館関係のスタッフ、来年度は主にボランティア関係にありますけど、こちらのほうの養成講座の開催などを委託する予定としております。

4つ目が玩具等の設計委託料220万円。実施設計図に記載されている備品、遊具でありますとか、一般の備品、設備等ですね。それと配置購入計画、そして作成の設計等を委託する予定で220万円計上しております。

全部で4件、1,485万円の予算計上をさせていただいております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

まあ、それぞれ説明をいただいたわけですが、ごみ収集業務につきましてもコロナ対策については前にも説明を受けておりましたが、役場や病院で余ったもの、いわゆるストックをある分を回すということですけど、収集業務にかかるその対策と役場の通常の対策とは若干違う面も出てくりやしないかと。その余ったものを回すとか言わずにですね、もっと積極的に踏み込んで対応してもらいたいと思います。コロナが万一発生した場合、収集業者がぐるぐる回っていくわけですので、町民の不安というものはほとんどもう大変な不安があり、それがまた憶測を呼んで不安が募るばかりになってきますので、絶対こんなことがあっちゃならん。ですから、ちょっと踏み込んだ対策をとってもらいたいと思うわけであります。

公用車につきましては、あの普通のものじゃ対応できんということとで理解できました。納得します。

次に、その浄化槽についてであります。実績からして対応できていると、できるということとであります。それは対応できたらそうしなければいけないと思いますし、もしですね、今富士見町あたりもちっと奥へ入ったら家がいっぱい建ち始めていますし、宅地も造成されています。そういったところがどんどん建ってくると、まあ非常に佐川町の経済も回るし、良いことだと思いますし、もし、家を建てるに支障がある、浄化槽ができない、というようなことにならないようにしてもらいたい。もし、そういうことがあったら町長が臨時議会言うても間に合いませんので、専決をして対応していただきたい。その専決する件数っていうのはそんなに 20 件も 30 件も出てこないと思います。今、十分対応できる予算を組んであるというふうに聞きましたので、ぜひ、家を建てる時期が半年も遅れたりしないようにぜひお願いをしておきたいと思います。

で、その、この最後のおもちゃ美術館であります。基本構想に基づいてそれに基づいた内容を委託してやっていくということとあります。まあ、議員もですね、この件についてはほとんど腹に入っていないと思いますので、町長ももっと説明をしてもろうて、議員もちっと腹に入って住民に説明ができるようになってから実行に移してもらいたいと思いますが、町長のお考えはいかがなものか伺います。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。道の駅の中におもちゃ美術館を併設をしようという考えにつきましては、昨年唐突にできたわけではなくて、その前に佐川町としては、佐川町、子供が生まれたときにウッドスタートということで、木の積み木、佐川町産のヒノキでできた木の積み木のおもちゃをプレゼントするということから始まっています。

実はその1年2年前からこのウッドスタート宣言のこと、おもちゃ美術館のことは研究をしております、1番最初に開催をしました道の駅の検討委員会、この検討委員会は道の駅をやるのかやらないのか全然決まっていなかったときに、やっぱりやめたほうがいいという意見も吸い上げたい、やっぱりやりましょうという意見も拾いたいという思いで、やるんだったら場所をどういう所がありますかねということで、広く皆さんの御意見をお伺いするというので、1番最初に検討委員会を開かせていただきましたが、その検討委員会の場でも、もし道の駅をやるのであれば、佐川町として今自伐型林業も進めています。木育という観点から子供たちに木のおもちゃに親しんでいただくということはとても有意義なことだと考えますということで、その時点からおもちゃ美術館の併設ということは少し話題としては上げておりました。ただ、西森議員おっしゃいますように、議会の皆さんにまだまだ説明が十分でないというふうに私も反省をしております。

おもちゃ美術館の基本構想につきましては、今年度3月には完成をするという予定で、3月もう少し前には完成する予定で取り組んでおりましたが、緊急事態宣言が出ました。新型コロナウイルスの関係で緊急事態宣言が出たという中で、東京から佐川に来てヒアリングがなかなかままならないということもあって、おもちゃ美術館の基本構想につきましてはまだ完成をしていないという状況でございます。鋭意この基本構想の完成に向けて職員にも頑張ってもらって、委託先にも頑張ってもらって、まとまった段階で速やかに議会の皆さんにはしっかりと繰り返し、繰り返し説明はさせていただきたいと思いますので、御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

3 番（西森勝仁君）

町長から構想ができた段階で速やかに議会にも説明をして理解を求めるということですので、それは理解しました。それまで、この

1,485 万というものは実行せんということで理解してよろしいですか。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。おもちゃ美術館の関連のこの予算につきましては、先ほど西森議員おっしゃいましたように、やはり議会の皆さんに御理解をいただくということがとても大切だというふうに思っておりますので、しっかりと基本構想に基づく内容について細かく説明をさせていただきますして、議会の皆さんから御了解をいただいた上で、予算の執行はするというのをこの場で約束させていただきたいと思います。以上です。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

1 番（橋元陽一君）

3 点質問させていただきます。予算書の 77 ページですが、民生費の下段のほうの扶助費で乳幼児、それから児童医療費の予算が昨年から 140 万ちょっとくらい減額で予算化をされています。わかる範囲でかまいませんけども、世代別でどういうふうに予算が組まれているのかをひとつ教えてください。

それから 2 点目は、115 ページですが、土木費の 2 目の住宅総務費のところの 18 負担金補助金ところで、耐震改修費補助金が 5,875 万ほど組まれてます。この内訳について説明をしていただきたいと思いますというふうに思います。

3 つ目は 135 ページですが、教育費の社会教育総務費の 8 節旅費で特別旅費として 49 万組まれています。説明の中では新図書館見学ということがありましたが、もう少し視察先等を含めてどこに視察されるのか、趣旨等含めて御説明をお願いしたいというふうに思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この乳幼児医療費の 77 ページでございますが、3,384 万円。これの内訳といたしましては、これは高知県の補助事業とあと町単独事業を組み合わせで予算を組んでおります。で、しっかりとかつちり年齢別にはなかなか区分けがしづらいところがございます。4 段階で予算を組んでおりますが、まず、1 歳未満児に対しましては予算額として 516 万円。それから、1 歳から未就学の、これは県の補助事業の関係で所得制限がありますが、そのの

制限内の第1子第2子、これが744万円。それから1歳から未就学の所得制限を超える小学生中学生これの部分が1,920万円。そして、児童手当の所得制限内の第3子、これが204万円ということで、こういう区分けで予算の計上をさせていただいております。以上です。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。御質問にありました耐震改修費補助金の5,875万5千円の内訳につきましては、耐震改修工事費補助金として92万5千円を36件、耐震改修設計費補助金としまして25万5千円を37件、ブロック塀工事費補助金としまして20万5千円を8件、耐震改修リフォーム補助30万円を26件、老朽住宅除却費補助としまして164万5千円を4件、これが内訳となっております。以上でございます。

教育次長（吉野広昭君）

はい、お答えいたします。社会教育総務費の特別旅費ですけども、一つは昨日の勉強会でも御説明いたしましたけども、新図書館のほうの先進地視察で、まだ視察先のほうは具体的に特定できておりませんけども、関西方面、大阪府を想定して36万円計上しております。残りの金額につきましては社会教育委員の研修が来年度、愛媛県のほうでありますので、その差額につきましては松山市を想定して計上しております。以上です。

1 番（橋元陽一君）

最初に乳幼児医療費の問題であります。先ほど採決されました補正予算の中でですね、不用額として600万くらいが出ているんじゃないかなと思うんですが、改めて町独自の負担とそれから県の補助を受けて医療費無料化が現在進行されているんですが、改めて他市町村で少し進んできてます高校生までの医療費を無料化を視野に入れるとしたときに佐川町に在住をする高校生がもし無料化の対象になるとしたらどれぐらいの予算が想定されるのか、教えていただきたいというふうに思います。

それから、すいません僕勘違いをしました、耐震化の問題について、木造住宅の耐震化についてはどこに入っていたかもう一回教えてください。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。木造住宅の耐震化の補助金につきましては、予算書のページ114ページ、115ページの7款、4項、2目

住宅総務費の18節負担金・補助及び交付金の説明欄の中に記載がされております。以上でございます。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。その、乳幼児児童医療費の件でございますが、現在は中学生までということです。で、仮に高校生を含めるということで試算をいたしますと、現在、町内に在住されてる高校生約350人ほどおいでというふうに数を数えております。

で、あとは医療費が一人当たりどれぐらいかかるかということになりますけども、近年の実績、医療費、一人当たりかかる実績を見てみますと、おおよそ中学生ぐらいで2万数千円ぐらい、一人当たり割ってみますとそれぐらいになります。で、高校生ですので、単純に2万円、1人かかるとした場合、年間、その350人かけますと700万円程度が予算としては必要かというふうには考えております。

これはもちろん県の事業としては行っておりませんので、仮に予算を立てるとするならば、全て町単独の予算が必要ということになります。以上です。

1 番（橋元陽一君）

木造耐震化住宅につきましては、一般質問でもとりあげたんですけども、ぜひ、安心して、安心安全なまちづくりの一貫として南海地震発生率が70%ぐらいまで高まっている中で、早急な事業として位置づけていかないといけないかなというふうに思っています。ぜひ、先ほどの予算の中で耐震化事業がなかなか進めにくい課題もあるかと思うんですけども、住民の皆さんの啓発をして、できるだけ早期に計画に基づいた耐震化事業が進むようにぜひお願いもしておきたいなというふうに思います。

それから、高校生までの医療費無料化については、やっぱり子育てしやすいまちづくりを表明してますので、できたら町の持ち出し分ということでありますが、高校生までの医療費無料化、持ち出しの分も一定想定をされてますので、そういうことを含めてぜひ検討もしていただきたいなということを要望して私の質問を終わります。以上です。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

12 番（永田耕朗君）

先ほど、西森議員の質問にもありまして、そのおもちゃ美術館に関しての1,485万、これはまあ予算執行を少し見合わすという町長の答弁でありましたが、昨日の議論の中でも、総額、行き着くところ、おもちゃ美術館がいくらいるのかということがまだはっきりと把握できておらないような話でありました。昨日の時点では8,910万ということでありましたが、最終的にいくらいるかということをもたまたま議会のほうへ丁寧に説明をしていただきたいと思います。

それともう1点、109ページ中ほどの24節積立金の中の、いや、23節の一般社団法人設立拠出金の300万であります、これも議員の間では道の駅の運営につきましては第3セクターには反対というような声が多々あるわけでございまして、少しこの予算執行につきましても凍結、少し見合わせていただいて、もう少し議論を重ねていただきたいと思いますと求めるものであります、町長の答弁をお願いします。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。道の駅のオープン予定は令和5年の4月ということでまだ2年先ではあります。その中で来年度、財団法人の設立の費用ということで300万を計上させていただいてますのは、今、道の駅の運営につきましては、四万十ドラマの畦地さんにいろいろと指導、アドバイスをいただいております。四万十ドラマさんが道の駅とおわで利益を出し続けて、しっかりと経営をされてきたという実績は議員の皆様も御承知のことと思います。議会で説明をさせていただいた時も、西森議員のほうから、四万十ドラマに経営してもらったら安心じゃないかという御意見もいただいたところでもあります。

ただ、その後、道の駅とおわは指定管理者が代わって赤字の経営の状態、また、今度の指定管理の指定の中で別の事業者へ委託をするということになったという話を聞いております。

やはり、道の駅の経営につきましては、経営者として誰が経営をするのかということがすごく大事ななというふうに思っております。一般的に第3セクターだと経営うまくいかないだろうと、赤字の垂れ流しになるのではないかと、黒字経営をするのは難しいだろうという、一般的に言いますとそういう先入観といいますか、データで見ますと赤字の第3セクターが多いのはこれも事実であります。ただ、第3セクターとして経営をして、しっかりと利益を上げている道の駅も日本中にあります。間違いなくあります。それは経営をしっか

りと考えて、経営者がしっかりとハンドリングをして道の駅を経営している、そういう道の駅だから黒字が出ていきます。

来年度予算組みをさせていただきましたのは、畦地さんからのアドバイスもあってですね、運営会社としてのオリジナル商品ができるだけ数多く準備をしておいたほうがいいよと。オリジナル商品があれば利益率が上がります。売り上げに対する粗利、利益率が上がるということで、経営的にもプラスに働くということで、できれば早く来年度の早い段階で運営法人である第3セクター、財団法人を設立をして独自のオリジナル商品を開発するということに準備を向けていきたいという思いで、来年度予算組みをさせていただいております。

ただ、永田議員おっしゃいますように、まだまだ執行部として議会の皆さんにこの運営母体のこと、運営母体について、この財団法人についてどのような考えであるのかということ、また、事業収支のシミュレーションについてはどれだけの売り上げがあって、売り上げの種類もどれだけあって、それぞれの売り上げに対して粗利率、利益率がどのくらいあって、経費がどのくらいかかって、公的、いくら公的な部分を担っていただいているとしても、町からどれだけのお金を毎年毎年出さなければいけないという状況にあるのかという御心配の点も、しっかりと説明をさせていただかなければいけないというふうに思っています。

佐川町は町村の中ではわりと人口の多い町かもしれません。ただ、どんどん人口が減っている中で、各自治体は一生懸命、地方創生、地域おこしに取り組んでいます。地域商社という第3セクターを立ち上げて、地元の産業振興にはかかっていこうという流れを今大きくこの地方創生の中で感じております。佐川町としましてもしっかりと公的な部分を、住民の皆さんの幸せを、福祉を担うこの佐川町役場と両輪となって産業振興、利益を上げるんだというところで両輪となって動いてくれる地域商社が必要だと考えて、小さな町ですから、ある程度公もかかわりながら、第3セクターという形で運営をしていくのがいいんじゃないかというふうに考えてます。

そういう、こういう考えも含めてですね、改めてしっかりと議会の皆様には説明をさせていただいて、事業収支のシミュレーションについても、細かく積み上げたものをしっかりと御説明させていただいて、議員の皆様には御理解いただき、ご納得いただいた上で、財

団法人の設立に着手をしたい。この、300 万挙げてる予算の執行をさせていただきたいと。議員の皆様の御納得、御理解いただいた上で予算を執行することをこの場でお約束をさせていただきたいと思います。以上です。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

9 番（松浦隆起君）

2 点、1 点は今、町長から永田議員の質問に対して答弁いただきましたので、答弁はかまいませんが、この財団法人、いわゆる第 3 セクターを設立する 300 万円というのは、この時点では 300 万円ですが、その後、数千万ということにつながっていくものでありまして、今町長が言っていただきましたように、凍結をしていただくと、しっかりと説明した後でということですので、しっかりと説明をしていただきたいと思います。

先ほど、町長からはこういう形で第 3 セクターでやってるところでも、全国でしっかりと黒字を出してるというお話でしたが、道の駅の策定委員会等で副町長から御説明いただくなどで、度々出てくるのは黒字にならないところを担っていただかなければならないので民間ではなかなか難しい。利益だけを追及するという部分ではないというお話でしたので、そうなるとそこを自治体が見なければならないということに当然なるわけで、そのままではスタートできないという思いもあって、昨日私も発言をさせていただきましたので、ぜひしっかりと説明をいただいて、その上で議会のほうでそれならという段階でスタートしていただきたいと思います。

もう 1 点は、127 ページの教育費の学校管理費の委託料の斗賀野小学校の屋外トイレの新築工事の設計委託料が 137 万 5 千円出てますが、これの工事費は見当たりませんが、工事のほうはどうなっているのかお聞きしたいと思います。

教育次長（吉野広昭君）

はい、お答えいたします。

斗賀野小学校の屋外トイレにつきましては、当初は工事も合わせて、令和 3 年度内に完了する予定で準備をしておりました。ただ、地域のほうの実情であるとか、学校のほうの要望のところを集約するのにちょっと不測の日数がかかってですね、教育委員会のほうでまとめきれておりませんので、今回、というか令和 3 年についまし

てはそれらの要望の集約をしながらですね、設計委託というような、設計委託のみの予算計上になりました。以上です。

工事のほうは設計が完了次第、令和４年度に行うというふうな予定をしております。

９番（松浦隆起君）

何かちょっとよくわからないような答弁ですが、この斗賀野小学校の屋外トイレというのは、これについては学校側でも以前から検討されていて、要望されていたことだと思います。

このこれは教育費のほうで出ておりますが、このトイレの設置の理由については、学校側としても特に地域の避難所、斗賀野小学校が避難所になっております。その体育館に避難して来られた方が、使うトイレが現実的にないと。で、今、外から入れるトイレが一つありますが、小さくて、それから男女共用で、いろんなさまざまな人が避難されてきたときに使うトイレとして、できるだけ早く設置していただければという、その地域のことも考えての学校側の要望であったのではないかというふうに思っておりますので、今回、龍王公園等は４千万等の予算が出てきて、できるだけ早く設計をして、工事にかかると。片方ではそういうことが行われている。それから補正予算でも集落活動センターの増築も補正予算で出てきている。これはそれよりも多分以前から出てきてることだと思いますので、ぜひ補正予算等組んでいただいて、今年度中に、あ、今年度じゃない、ごめんなさい、来年度、新年度の中で設計が終われば工事をするというふうにぜひしていただきたいと思いますが、御答弁いただきたいと思います。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。松浦議員のおっしゃいますように、住民の皆さん、できるだけ早くというふうに思っているということを私も受け止めております。

予算、承認いただけましたら、速やかに設計業務のほう、入札をしてですね、設計を急ぎまとめて、できれば来年度の９月議会に対して補正予算で御提案できればというふうに思ってます。事前に議会の皆さんには御相談させていただいて、来年度中にトイレの完成までいけるように頑張りたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

11 番（中村卓司君）

昨日の勉強会でも少し聞かせていただきましたけども、薪ストーブの件でございますが、この薪ストーブの助成につきましては町外から大変、佐川町をうらやましがられていました。けど、今回の予算の中には薪ストーブの予算が入っておりません。日高村では薪を販売してますけれども、ふるさと納税の返礼品という形にもなってますし、品薄ぐらいになって、大変その薪ストーブというのは人気があるもんです。

それから、ことし年度には要望者がいて、台数を待ってる方もあったようにも聞いております。にもかかわらず今回の予算の中から抜けておるということですが、その経過と対応につきましてお聞かせを願いたいと思いますので、よろしくお願いします。

産業振興課長（森田修弘君）

はい、薪ストーブにつきましては、総合計画のほうで 10 年間一定数を設置を目的として目標を挙げておりました。ことしまでの設置台数でその目標が一定達成できるということで、来年以降の、来年度につきましては予算はもう計上しておりません。今後も総合計画、10 年間という計画ですので、今後の目標をもう一回見直す中で補助事業が必要であろうということになれば、また予算化について検討してみたいと思います。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

まあ、そういう対応されていただけということでございますけれども、予算の中に反映されてないということは、町民の方も知るよしもないことが多いという状況になってしまいますので、まあ、補正なりで対応する姿を公に、皆さんに知らせるなり、希望があった方については、そういう補正予算で対応するのがということの答えをしっかりと構えていただいて、対応していただけるようによろしくお願いします。以上でございます。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第 10 号、令和 3 年度佐川町一般会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

起立全員。

したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 11 号、令和 3 年度佐川町国民健康保険特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 11 号、令和 3 年度佐川町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 12 号、令和 3 年度佐川町学校給食特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 12 号、令和 3 年度佐川町学校給食特別会計予算について、
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 13 号、令和 3 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 13 号、令和 3 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 14 号、令和 3 年度佐川町介護保険特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

11 番（中村卓司君）

はい。今回の予算ということで、提示をされておりますけども、下がっておると。介護保険料も下がっておるということで何かに高くなっているのは世の中の常でございますけれども、下がっておるので大変よいことだと思います。

そこですら、まあ、近隣の市町村の介護保険料が高くなったり低くなったりっていうところもあるそうですけども、佐川町は低くなってるということで、その原因がどういうことかということを知りたいということと、低くなっておることならば、そのいろいろな

諸条件をよい方向にいつそう進めていくということが必要やとは思いますが、そうすることによって介護保険がまた下がるというふうな結果もえられるのではないかと思いますので、その介護保険が下がってるってということについてどのようにお考えかお聞かせを願いたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。この令和3年度の介護保険の予算の歳入の中で、予算書のページとしては8ページ9ページになりますが、介護保険料を引き下げることでの予算がけにしております。これは初日の議案の御説明の中でも、関連で介護保険事業計画の御説明をさせていただいた中でも、第7期の今期、今年度までの介護保険料、基準額として月額6千円から、来年度からの3カ年の第8期計画については5,800円、月額で。基準の額としては月額200円減額をするという御説明をさせていただいております。

この理由といたしましては、第7期計画のこの3カ年の中で、介護保険の計画値に対しまして、給付費の実績が下がっておるというところで結果的に基金の積み立てができた、財源が構えられたということで、令和3年度からの3カ年で5,190万円基金を繰り入れるというところで、それが要因となって200円下げられると、月額200円下げられるということです。

その財政的にですね、基金が積み増しできたという要因につきましては、いくつかあろうかとは思いますが、その中でもやはり、住民の方々がご自身の健康を気遣っていただいて、例えばその百歳体操、それからふれあいサロン、これは県内の市町村の中でも活動が活発でございます。そういった日ごろの介護予防の取り組み、それと合わせてやはり佐川町としてはあったかふれあいセンター、これを、今年度ゆめまちもできましたので、5カ所立ち上がって、それぞれの地区であったかふれあいセンターに集っていろいろ話をしたり、それから介護予防の取り組みをしたりということの効果が表れているというふうに考えております。で、今後に向けても、こういった住民の方々のご自身の努力とあと行政も施策を打ちながら、この佐川町らしいあったかふれあいセンター等を中心とした介護予防の取り組みというものを進めていければ、いい方向、介護保険のほうにもいい影響が出るのではないかと考えております。以上です。

11 番（中村卓司君）

まあ、佐川独自でいろいろなことをやってる中で、あったか、ふれあい、百歳体操とかいうことですが、お年寄りが健康で過ごすのが1番でございます。私個人的にで申し訳ございませんが、はちきんが、お年寄りが一生懸命働くという場になっております。そういった意味も佐川ではお年寄りが元気でおられると思いますので、そういった元気でおられるような施策をいくつか、これからもさらに進めていただけるようによろしくお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思います。以上です。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第14号、令和3年度佐川町介護保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第15号、令和3年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 15 号、令和 3 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 16 号、令和 3 年度佐川町水道事業会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番（橋元陽一君）

本年度の予算がこの 4 月から 20% 値上げということで予算化されてると思うんですけども、水道料金の内訳で 20% どの部分が上がるのかっていうことを教えて下さい。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午前 10 時 16 分

再開 午前 10 時 17 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。20% の料金改定を行い、それが上がった分につきましては、営業収益のうちの給水収益の方が上がっております。以上でございます。

議長（岡村統正君）

休憩します。

休憩 午前 10 時 18 分

再開 午前 10 時 19 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。基本料金と超過料金両方 20% ずつ上がっております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

いろいろな想定をされて、値上げも計画的にされてはいると思うんですが、例えば、5人世帯くらいだったらどれぐらいの値上げになるかっていうことは想定されたことはあるかないか教えてください。

建設課長（池内伸雄君）

お答えさせていただきます。世帯の人数に応じて計算したものはありません。以上でございます。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第16号、令和3年度佐川町水道事業会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第17号、令和3年度佐川町病院事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います

議案第 17 号、令和 3 年度佐川町病院事業特別会計予算について、
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 18 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅
費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、
質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

休憩します。

休憩 午前 10 時 20 分

再開 午前 10 時 21 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 18 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁
償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり
決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

休憩 午前 10 時 22 分

再開 午前 10 時 35 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 17、議案第 19 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 19 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 20 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

12 番（永田耕朗君）

この報酬審議会の内容、できればその内容を説明いただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えをさせていただきます。この特別職報酬等審議会の内容についてでありますけれど、令和 2 年の 2 月と 3 月の 2 回で開催をいたしました。第 1 回のほうでは議員報酬についての審議をしていただきました。この中で、議長のほうから提出されました、佐川町議会議員報酬の見直しを求める要望書というところにあります、議員報酬の改正案について審議をしていただきました。

その審議の中で委員の方の意見といたしまして、確かに次世代の、

つまり若い人の議員をいかに育てていくということからすると、今の報酬では子育てしながら議員活動はできないんで、上げていくという方向に対しては賛成。ただ、どこまで上げていくかというランクが問題になると。あと、少子高齢化で税収は下がってくると、議員のなり手ということを考えたら報酬を上げないといけない。そしてたらどこへもっていくのかと。考え方としては議員の報酬は確かに安いと思う。けど、上げてはやりたいとは思いますが、この上げ幅はちょっとよけ目ではないでしょうかと。若者がやっていけるだけの報酬は出してやりたいという考えはあるというような話もありました。

この出されておりました改正案につきましては、議員お一人あたり月額報酬といたしまして、5万3千円を上げるというような内容でありました。そういう内容の中で、財源的なこととか、いろいろ考えたら町民感情というところもあるのではなかろうかと。そして、議会要望額どおりとするか、これは5万3千円増ということですが、この上げ幅はちょっと上げすぎではないかという3つの中で、ちょっとこの議会の要望額につきましてはちょっと上げすぎではないかということしか言えないねと。

そういう中で、議会のこの要望書に添付してありました報告書のほうに議員定数及び議員報酬に関する調査特別委員会報告書、こちらのほうに平成15年1月1日の議員報酬水準でありますとか、平成15年12月1日の議員報酬水準でありますとか、平成18年以前の議員報酬についての推移の表がありました。それなどを見られて、せめてこの下がった平成15年あたりまでに戻すぐらいならとか、そういう意見、あるいは15年に戻したらどうかという御意見がありました。そして、その中で全体を、全体をっていうのは議長、副議長、その他の委員長とかいう意味ですけれど、全体を同じ金額上げないかと、よその市町村もそのようにしておるかという話もありました。そのような中、平成31年度にちょうど上げておりました越知町と仁淀川町の例を説明をいたしました。そこは一律ではありませんでした。そういうことで、そうしてもよいと思うと。同じ金額にはしないでというような御意見もありました。このような御意見があつて、議会の議長から提出されました、佐川町議会議員報酬の見直しを求める要望書の別添となります議員定数及び議員報酬に関す

る調査特別委員会報告書、こちらの4枚目にあります、まるの4、議員報酬の推移にある、平成15年1月1日の議員報酬水準と平成15年12月1日の議員報酬水準で試算して、高知県下の市町村、または町村においてどのぐらいの位置にくるか総務課のほうで試算して、提示し、協議することとなるということで第1回目のほうは終了いたしました。

第2回目のほうにつきましては3月の30日に開催をいたしました。こちらのほうで先ほど、委員の皆様のほうから話がありましたその資料のほう、提示をいたしました。その提示した資料を基に審議をしていただいて、先ほど言いました議員の皆さんからの報告書にある、議員報酬改正案と平成15年1月1日の議員報酬水準と平成15年12月1日の議員報酬水準で試算した、高知県下の市町村または町村において、どのぐらいの位置にあるかの資料により協議をいたしまして、その結果、平成15年1月1日の議員報酬水準まで引き上げるという結果となったというのがその審議会の内容ということになります。以上でございます。

12 番（永田耕朗君）

大変丁寧な答弁でありましたが、その総務課長も多分その審議会には出席をされておったのではないかと思います、この議員報酬というものが交付税算入されておるといようなことも審議会の中では説明があったのかなかったのか、それをもう1点お伺いいたします。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。交付税算入があるという話は私のほうからはしておりません。以上でございます。

12 番（永田耕朗君）

まあ、今回の増額というのは平成15年にさかのぼって減額された分のもとの位置に戻そうかというような報酬審議会の総意ではないかと考えるわけですが、私ども議会といたしましては、長くにわたりまして特別委員会を設置していろいろ議論を重ねて要望に至ったわけでありまして、今回の報酬審議会の答申に対しては大変残念な思いであります。以上です。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

5 番（坂本玲子君）

お伺いします。この議員の報酬を上げるという議案でございますが、町民の所得がコロナで大変減少している中、なぜこの時期にこの議案を上げたのかお伺いします。

総務課長（麻田正志君）

お答えをいたします。この議員報酬の件につきましては、既に一昨年の令和元年の9月13日付で佐川町長宛てに佐川町議会議長のほうから提出されております。本来ならこれからすぐに段取りをして総務課のほうですぐに審議会を開かないかんところでありましたけれど、ちょっと私のほうが段取りをするのが遅れまして、今年の2月3月で開催したという内容になっております。

そして、この議案を上げる時期についてでありますけれど、こちらのほうにつきましても第2回審議会のほうで、少し御意見をいただいております。その中で、ちょうど3月のころはもうコロナの感染の拡大が続いているというような状況の中でありまして、議案として上げるのも6月はちょっと早すぎると思うと。コロナの時期に上げるのもというような意見もありました。そうした中で確認をする意味で、上げる時期というのは、直近でしたら6月の議会ということではありますけれど、これはコロナの影響等考えて、ここでは早すぎるということになりますと、後は9月議会、12月議会、来年の3月議会、まあその令和2年度中という意味でこう言うたところではありますが、ということをお話をしました。そしたら審議会の中の御意見としまして、来年の10月の選挙だったら、今年で言いますと今年の10月ですけど、昨年から言いましたら来年の10月の選挙だったら3月議会か6月議会でも議会に出せるのやないでしょうかと、十分余裕もあるんじゃないでしょうかという意見がありました。そういう意見もあり、今年の3月議会か6月議会で提案をしようという考えを持っておりました。そのような中で6月議会というのは総務課のほうで考えても次の選挙までの間が4カ月足らずしかございませんので、やはり、3月議会で議案として提出をさせていただくというのがよいのではなかろうかということで、今議会で提案をさせていただいたという次第になっております。以上でございます。

5番（坂本玲子君）

議会からのお願いをして、こういう検討をしていただいたということですが、私はもともとその議員の報酬を上げるということにはあまり賛成の気持ちを持っておりません。議員の報酬を上げること

によって若者の出馬がそれほど上がると思えないし、4年後の姿が見えないとか、年金とか健康保険とかいろんな問題があると思います。むしろ若い方には無償でもやりたいという、それぐらいのやる気のある方に出ていただきたいと思っています。以上です。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

4 番（下川芳樹君）

この議員報酬については昨年度は住民懇談会、議会が進める開かれた議会ということでの住民懇談会がコロナの関係で開催はできませんでした。しかし、その前年度までの議員懇談会の中でやはり議員のなり手不足、こういうことを考えていくうえで議員報酬の重要性というものは確かにみんなで一緒に考えていかないかん、議員が議会の中でどういう働きをしているのか、そういうこともしっかり住民の皆さんに知っていただいて、その上でその議員に見合う報酬というものをしっかりつくっていかなければならない、次世代へやはり議員職をつないでいく、そういう部分でも大変重要な案件であると考えます。

先ほど総務課長のほうから10月に開催される議員改選に向けて議会のほうで審議をしていく期間としては本年3月もしくは6月というふうなお話もございました。私はできる限り早く、少しでも議員改選、議員報酬の改正がされて、新たに10月の選挙を目指される、議員立候補を目指される皆さんにしっかりした情報を伝えたい。そういう意味ではぜひこの機会に改正すべきだというふうに考えております。

その、6月に上程してっていうふうな部分では、やはり、その決定されて周知されるまでの間っていうのが極端に短いと、このようにも考えます。そこらへんの見解が、今一度、総務課長の見解をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。通常、この議案でありますとかそういうような分につきましてはいろいろな媒体を通じて告示するところではありますけれど、6月の議会ということになりましたら、下川議員がおっしゃられますとおり、6月の議会第1週ぐらいに開会して第2週ぐらいで議決されるということになります。それから考えれば正味あと4カ月ということになりますので、その間に十分な周知期間

が短いであろうという考えから今回の３月議会ということにさせていただいたということであります。以上でございます。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

３番（西森勝仁君）

私は議案第 20 号に反対の立場から討論をいたします。先ほど、永田議員、あるいは坂本議員、下川議員のその質問に対しまして、答弁が来るあったわけありますが、私としましては特別職報酬等審議会から出された答申については最大限尊重されるべき事は重々承知しております。

しかし、今回の議員報酬の改正に当たっては、もともと議員のなり手不足の一因でもあると言われている議員報酬を改正し、若い世代の人が、議員活動するのに足りる報酬を支給するための条件整備と、その環境を醸成するものであったと認識しております。

このことは、これまでも長期にわたり議員定数及び議員報酬に関する調査特別委員会で議論され、また各地区で開催された議会懇談会でも住民とひざを交え、議論し合意形成に至ったものを議会要望書として町長に提出したものと理解しております。このことにつきましては先ほど総務課長から報告のあった流れのとおりだとは思いますが。

しかし、審議会では、聞くところによりますところの事は議論されず、高知新聞に掲載されていたように 2006 年に 4.8%削減されて以来、据え置きとなっている報酬の値上げ幅を中心に議論されたやに伺っております。また、審議会委員からの判断材料の一つとして質問された値上げに伴う財源についても交付税に算入されている事などは説明されなかったとの事です。

こうした事から、これはもはや、単なる値上げであり、これまで議論してきたものとは根本的に異なるものであります。ましてや、今はコロナ禍の中にあって、多くの住民が苦しんでいる時期であり、そういう状況にはありません。

町長は今後は2年に1度、値上げを協議すればよいという認識だそうありますが、一般職の公務員の給与改正とは、その性質が異なり、住民の理解と納得は到底得られるものではないと思っています。

よって、今回のように重要な部分が欠落したまま議論され、提出された答申に基づいた改正案には反対するものであります。

議員各位の御賛同をお願いするところです。

議長（岡村統正君）

ほかに討論はありませんか。

1 番（橋元陽一君）

私はこの議案に対しまして、苦渋の選択をしながら賛成の立場で発言をしたいと思います。

議員になりまして、4年目に入っておりますが、この間、議員手当についてはさまざまなところで議論もされてきたところであります。決してこれで十分であるということは私自身も認識しておりますが、若い人が議員として生活をしながら活動をしていくには決して十分ではないと思いながら、この間、先ほど来説明がありましたように、平成15年から削減をされてきた中で、人勧等の影響を受けながら削減をされてきた、その分を審議会の中でも議論もされ、なんとか改善を、今の状況の中で改善できる幅がこの枠なのかなと。これは致し方ないのかなという、私自身が捉えております。

決してこれでは十分ではないと判断しますけども、現時点でこの議員手当について、議会の中で議論した中で、当初はすぐに値上げをという声も上がりました。しかし、皆さんで一致したのは今度10月に行われる改選時以降で値上げをしていこうと、そういう要請をしていこうということの一致点を見ながら値上げ幅についてはさまざまな捉え方があったのではないかなというふうに思っております。

答申で、詳しい課長からの報告もありましたけれども、そういう審議会の答申も受けながら、この10月の段階ではこの値上げ幅で、一定受け入れて、そしてまた次に進むと。次、今度の10月で新たな議員も選出されるかと思いますので、その中で再びまたこの議論は積み重ねていくべきじゃないかなと。そのことが住民の皆さんに寄り添う形になるのではないかな。非常に厳しい生活をされている町民の皆さん、値上げ幅については非常に注目をされてるかと思うんです。で、私自身はこの段階でなり手不足のことも合わせながら、私

自身は一定受け止めるべきなのかなという判断をして、この議案については賛成をしたいというふうに見解を持っているところであります。以上でございます。皆さんの御理解をいただきたいと思います。

議長（岡村統正君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います

議案第 20 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成少数。

したがって、議案第 20 号は否決されました。

日程第 19、議案第 21 号、集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 21 号、集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

日程第 20、議案第 22 号、ロ 481 号客車展示施設の設置及び管理に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 22 号、ロ 481 号客車展示施設の設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

日程第 21、議案第 23 号、佐川町集落活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 23 号、佐川町集落活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

日程第 22、議案第 24 号、旧黒岩中央保育所の設置及び管理に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 24 号、旧黒岩中央保育所の設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

日程第 23、議案第 25 号、佐川町空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 25 号、佐川町空き家活用住宅の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 25 号は原案のとおり可決されました。

日程第 24、議案第 26 号、佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 26 号、佐川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成。

したがって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

日程第 25、議案第 27 号、佐川町地域振興基金条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 27 号、佐川町地域振興基金条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

訂正します。

賛成多数。

したがって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

日程第 26、議案第 28 号、佐川町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 28 号、佐川町町道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

日程第 27、議案第 29 号、債権の放棄について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 29 号、債権の放棄について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

従って、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

日程第 28、議案第 30 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 30 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

日程第 29、議案第 31 号、佐川町在宅介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 31 号、佐川町在宅介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

日程第 30、議案第 32 号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 32 号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

日程第 31、議案第 33 号、佐川町立保育所使用に関する協定書の締結について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 33 号、佐川町立保育所使用に関する協定書の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

日程第 32、議案第 34 号、佐川町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番（坂本玲子君）

この障害者計画等の策定ですが、町長にお伺いしたいと思います。

佐川町の障害者手帳保持者の数はこの中で読みますと、令和 2 年度 1,052 人、実に町民の 9 %、約 1 割が何らかの障害がありだということです。そのうち障害支援区分認定者は令和 2 年で 111 名となっています。その中で重度の障害と認定された方は身体障害 9 名、

知的障害 8 名となっています。重度の知的障害者に関しては受け入れる施設があるようですが、重度の身体障害者には受け入れできる施設が非常に少ないのが現状です。

例えば、人工呼吸器を装着している重度障害者を受け入れることができる障害者支援施設は県内で 1 カ所のみだと聞いております。障害者計画、障害福祉計画では住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、地域包括ケアシステムの構築をうたっています。健康福祉課の担当者に話を聞きますと、なんとかしてあげたいけれど、受け入れ施設が少なくもどかしい思いをしているとのことでした。また、ご家族が高齢化し、在宅療養が無理な方がいるとも聞いています。

で、この計画では令和 2 年までの計画として、重度心身障害児を支援する支援事業所を中央西圏内において 1 カ所以上獲得するという目標を立てていましたが、達成できていません。同じく、今回の計画でもそういう目標があります。そういう状況の中で、もう担当課だけに任せておける状況ではないのではないかと。コロナがあってそれ以外にも大きなプロジェクトがあり、大変だと思いますが、町長が障害者問題に真剣に取り組む姿勢が必要だと思います。

担当課の人たちは頑張ってやっていますが、出口が見つからず大変苦労しています。町長がなんとかすると決意し、真剣に取り組んだら突破口が見つかるのではないのでしょうか。今後、障害児問題にぜひ真剣に取り組んでいただきたいと思います。そういう約束をしていただけないかと思います。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。これまでも真剣に取り組んできましたし、これからも真剣に取り組んでいきたいというふうに思いますので、その点は御理解をいただきたいと思いますというふうに思います。

なかなか難しい問題ではありますが、佐川町は職員を初め関係機関の皆さんの御努力もあり、前に少しずつ確実に進んでおります。重度の障害をお持ちの方も保育所で精一杯対応させていただいたりとか、いろいろ一生懸命できる限りの努力をしてきました。

施設の整備につきましては、なかなか難しい部分があります。これは佐川町単独で「はい、やります」と簡単に言えるものではございません。広域でどのような考えで進めていくのか、これは健康福祉課、関係機関並びに全ての機関が協議をする中でこの計画に基づ

いて取り組んでいくべきことだというふうに思っております。

今後も真剣に取り組んでいきますので、なにとぞ御理解をいただきたいとそうに思います。以上です。

5 番（坂本玲子君）

まさに私の予想したとおりのお返事でしたが、その感覚、本当に頑張ってくれていると思いますし、この障害者問題はこの8年、少しは進展をしていると思います。でも、それでは、その真剣さではまだ不十分じゃないかと。行き場がなくて困っている人が、重度障害がある方が入所できる障害者施設をつくっていくという方向で頑張っていたきたいと。これはいち係とか課とかだけでできる問題ではありませんので、先ほど町長がおっしゃいましたように広域で考えるべき内容かもしれません。

この広域でも障害者施設は知的障害に対応する湖水園があります。しかし、バリアフリーではなくて個室対応もできませんので、さらにそういう知的障害者の施設でもそうですし、身体障害に対応できる施設がありません。そういう、せめて重度の身体障害者もこの地域で住み続けられるように何らかの方法で施設をつくっていく方向で広域なり、例えば高北病院にそういう療養施設を併設するとかっていうこともありえますし、町長が旗を振っていただくことで前へ向いて一歩進むと思いますので、ぜひ、頑張っていたきたいと思います。再度お答えを。

町長（堀見和道君）

はい、お答えさせていただきます。私が旗を振ればという表現ありましたけども、やはり、担当課、担当する職員、課長がこういうふうにしたんだということも出していただく、これとても大切だと思っています。

この広域の中で課長が集まって話し合いをしたり協議をしたりする場も当然あります。その中でどうしたらいいんだろうね。現場のこと分かっている人たちがしっかり協議をしていただいて、上げていただくということも大事だというふうに思いますので、これまで同様にですね、一生懸命取り組んでまいりたいと思います。以上です。

5 番（坂本玲子君）

私の聞いたところによると、現場から声は上がってるんじゃないかと思うんですが、ぜひですね、現場のほうから今困っていることをしっかり町長にお伝えをして、やっぱり町全体で、あるいは広域

全体でやるべき課題だと思いますので、この計画でも本当に計画されちゅうことが全然実現されずに進んでいるっていうふうなこの福祉の計画です。本当になかなか大変な問題で人的なことも施設のこともあると思いますが、町長が旗を振ればっていうのはその気に本当になるっていうことが大事だと思いますので、課の方はしっかりとそういう要望があるっていうことを出していただきたいと思いますし、それをぜひしっかり聞いていただいて、前進できるようにしていただきたいと思います。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 34 号、佐川町障害者計画・障害福祉計画・障害児童福祉計画の策定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

日程第 33、議案第 35 号、佐川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 35 号、佐川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定について、原案のとおり決定することに賛成する方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案 35 号は原案のとおり可決されました。

日程第 34、議案第 36 号、佐川町総合文化センター設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 36 号、佐川町総合文化センター設置及び管理管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

日程第 35、議案第 37 号、旧伊藤蘭林塾の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 37 号、旧伊藤蘭林塾の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

日程第 36、議案第 38 号、富士見町公民館の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 38 号、富士見町公民館の指定管理者の指定について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 38 号は原案のとおり可決されました。

日程第 37、議案第 39 号、三野公民館の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 39 号、三野公民館の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

日程第 38、議案第 40 号、池田団地集会所の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 40 号、池田団地集会所の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

日程第 39、議案第 41 号、ロ 481 号客車展示施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 41 号、ロ 481 号客車展示施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

日程第 40、議案第 42 号、佐川町民プール及び佐川町民テニスコートの指定管理者の指定について、質疑を行います。

3 番（西森勝仁君）

この指定管理者制度というのは、小泉政権時代に民間でできることは民間でと、こういう流れの中で始まった制度であるというふうに認識していますが、こうした流れの中で、佐川のプールやサウナなども、民間が公の施設を使って、そして民間のノウハウを生かして利益を出していくと、そして運営していくというふうになっておりました。

しかし、佐川の場合、今、子供も非常に少なくなっておりまして、プールでもお客さんが少ないし、サウナにしても利用者がとても減っております。こういうふうにして、利益が出なくなったらだんだんとサービスにも影響してくるような、影響しておりますので、結果として評判がこの上なく悪い。まあ、今後、250 万の予算措置をしているようでありますので、ここらあたりちょっと改善をしていただきまして、もっとお客さんが戻ってくるようにしていただきたいと思います。

そして、あのお風呂というのは高齢者や独居老人にとりましては、どうしてもなくてはならない存在になっておりますので、サービスの改善を図ってもうて、ぜひとも客足が戻ってくるように。教育長もあそこの実態というのは御承知していると思いますけど、石けんにしたってちっちゃい、ほんともう厚さ 1 センチメートルもないような石けんで、長さもほんと 5 センチメートルもないようなチョコレートくらいの石けんでありまして、なんともまあ入場料をあれだけとっているわりにしちゃ、非常によろしくない。まあ、通常やったら歯ブラシとかひげそりも希望者にはもらえるところが多いわけですが、あそこには何にもないような状況ですので、独居老人の方もひげの一本くらいはそらないかん。よろしくお願いしたいと思いますので、業者をしっかりと指導してください。

教育次長（吉野広昭君）

はい、西森議員からおっしゃられたことにつきましてはですね、十分に協議というか、指導を徹底した上で、今後は利用者の方に不愉快な思いをさせないような努力をともに教育委員会としましてもやっていきます。

議長（岡村統正君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 42 号、佐川町民プール及び佐川町民テニスコートの指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 42 号は原案のとおり可決されました。

日程第 41、議案第 43 号、ふれあいの里尾川の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 43 号、ふれあいの里尾川の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 43 号は原案のとおり可決されました。

日程第 42、議案第 44 号、佐川町多目的集会施設の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 44 号、佐川町多目的集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 44 号は原案のとおり可決されました。

日程第 43 号、議案第 45 号。訂正します。

日程第 43、議案第 45 号、令和 2 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 45 号、令和 2 年度佐川町学校給食特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 45 号は原案のとおり可決されました。

日程第 44、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣についてはお手元に配付しましたとおり、派遣することになしたいと思います。御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣はお手元に配付のとおりと決定しました。

日程第 45、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題と

します。

各委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定をいたしました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長挨拶を願います。

町長（堀見和道君）

本定例会に提出させていただきました、議案につきまして、ひとつの議案を除きまして、令和 3 年度一般会計予算を含む議案につきまして、御決定を賜りまして、まことにありがとうございます。

一般会計の予算につきましては西森議員、永田議員からも御意見をいただきました。道の駅の運営、また、道の駅に併設するおもちや美術館の運営につきまして、しっかりと精査をして議員の皆様に御説明をさせていただき、御理解いただき、御納得いただいた上で予算を執行してまいりたいと思いますので、改めてこの場で皆様にお伝えさせていただきます。お約束をさせていただきます。

令和 3 年度もたくさんの予算を提出させていただき、決定をいただきました。住民の皆様の生活の向上、福祉の向上、よりよい幸せな生活が行きわたるよう大切にこの予算を執行させていただきたいと思います。

4 月からは新型コロナウイルスのワクチン接種、この大きな事業、業務がスタートをします。高北病院を中心に 6 つの医療機関には大変ありがたいことに、御協力いただけるということで御回答いただいております。6 つの病院での個別接種を中心にかわせみで予定をしております集団接種をあわせて、ワクチン接種を希望される全ての住民の皆様が安心してワクチン接種を受けられるよう、しっかりと体制を組んで、チーム佐川で総力をあげて取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員の皆様にもぜひ御理解いただき、御協

力いただきますようこの場でお願いを申し上げます。

本定例会で、私自身とても嬉しいことがひとつありました。これ、一般質問の中で、下川議員からの質問に対して建設課長である池内課長がしっかりと自分の意見を述べてくれました。課長として権限もありますが、責任のある中で部下を守るんだと、大切な職員を守るんだという観点から、この議場の場で私に対してもしっかりと発言をしてくれました。大変嬉しく思いました。課長のみんなにはいつも言ってます。現場の声をしっかり届けてほしい、やりたいことがあればしっかり伝えてほしい、困ってることがあればしっかり伝えてほしい、また、大切な部下、大切な後輩、各課の職員を守ってあげてほしい、支えてあげてほしい、受け止めてあげてほしいということは常々伝えさせていただいております。その中で池内課長はなかなか物言いも強くてですね、素直に受け止められない部分もありますが、しっかりと部下のことを大事に思い、部下のことを守って、課長としての責任を果たしていこうという姿勢は、まだ1年ではありますけども、よく伝わってきます。ぜひ、ほかの課長の皆さんも率直に私に意見を伝えていただきますよう、この場でお願いをしたいというふうに思います。

坂本議員から障害者計画の中で、私に御意見もいただきました。課のほうから具体的な話は私は聞いておりません。ぜひ、課長を筆頭に現場の声を届けていただいて、現場としてどうしたいんだと。こうすれば解決できるんだという声、課長として、課長の責任と権限の中で、しっかり上げていただいて、一緒に考えて課題を解決をしていくと。それがこの行政、執行部、役場のあるべき姿だというふうに思っておりますので、課長の皆さんにはぜひ来年度も頑張ってくださいと。町民の幸せのために。全ては佐川町のためです。大変なこともあるかと思いますが、佐川町民のために、佐川町民の幸せのためにみんなで力を合わせて世界一幸せな町をつくるために、来年度もともに力を合わせて取り組んでまいりましょう。

議会の皆様におかれましては、執行部と両輪となって執行部が足りないところをぜひまた今後も御提言、御指導いただきますことをこの場でお願いを申し上げまして、閉会にあたりましての私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

議長（岡村統正君）

ここで、私のほうから申し上げます。皆さん御承知のとおり、こ

の議場内に３人の職員が３月末をもちまして退職を迎えられます。

お一人は病院事業副管理者兼事務局長、渡辺事務局長であります。渡辺事務局長は役場の要職を経て定年退職された後、高北病院へ再就職され、このたび任期満了により退職されます。その卓越した行政手腕は皆さん御承知のとおりです。また、議会を始め町民と真摯に向き合い業務を遂行されてきました。

もう一人は、町民課長和田課長であります。佐川町の顔である窓口業務、住民の方の対応など、確実に担ってこられました。和田課長は温厚篤実な人柄で、町の重要な施策を確実に誠実に遂行し、県との架け橋をしっかりと行ってこられました。その誠実さに心を打たれる思いもあります。

最後の一人は議会事務局長片岡局長であります。チーム佐川推進課長、教育次長を経て昨年からは議会事務局長へと課長職を務められました。このたび、突然の退職願が提出され、本人の揺るぎない決意により私が受理したところであります。議会事務局は１年という短い期間でありましたが、その間、事務局の要として、真摯に職務を全うされ、業務を遂行されてきました。本会議場での職務は本日が最後であろうと思います。

御３人の御苦勞に対し、心よりねぎらいの拍手を送りたいと思います。御同意をお願いします。

（拍手）

本日の会議はこれをもって終わります。

令和３年３月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会　　午前 11 時 45 分